

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示
○ 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件

二六〇

告 示

福島県告示第三百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。
平成二十九年五月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所
満山 幸成 福島県福島市森合字川前十五番地の五
- 二 契約の期間の始期
平成二十九年四月一日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

（職員研修課）